

一般社団法人 宮崎青年会議所 会員資格規程並びに運営規程一部改正(案)承認の件

審議

- ファイル名 : 302-06-S
- 事業名 : 会員資格規程並びに運営規程一部改正
- 職務分掌 : 302-01 : 地域との連携による子育て関連事業の構築
- グループ名 : 革新グループ
 - : 会議体・委員会・局名 : 地域子育て連携委員会
- 担当副理事長・専務理事 : 浅野 龍昇
 - : 議長・委員長・局長名 : 田所 伸吾
- 担当常任理事 : 星山 剛
 - : 文書作成者役職・氏名 : 委員長 田所 伸吾
- 議案上程日 : 2023年08月04日
 - : 確認日 : 2023年08月04日

事業要項(企画)

1. 協議事項

<p>■ 議案概要 育LOM推進会議答申に関する件(302-01-H)に基づき、2023年8月に開催される臨時総会において会員資格規程並びに運営規程の一部改正を行うための議案です。</p> <p style="text-align: center;">《参考資料》 事業報告書(302-01-H)</p>					
<p>■ 改正事項</p> <p>● 会員資格規程改正案(抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現行</th> <th style="text-align: center;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">第6章 休会に関する事項</p> <p>第12条 正会員にして病気、その他の事由により本会議所の会合に出席不可能な場合、所定の休会願により理事会は期間を定め、当該会員を休会とすることができる。</p> <p>2 休会を認められた正会員の会費は正会員の会費と同一とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">第7章 休会に関する事項</p> <p>(休会)</p> <p>第20条 正会員にして出産、育児、病気や怪我の療養その他のやむを得ない事由により特定年度の1月1日から12月31日まで各種活動に参加することができない旨を前年10月31日までに所定の休会願により届け出た者について、理事会は議決により当該会員を休会とすることができる。</p> <p>2 前項により休会を認められた正会員の当該年度の会費については、理事会の議決により、その全部又は一部を免除することができる。ただし、事業年度中に40歳に達する者の特別会費及び公益社団法人日本青年会議所において別段の定めがある費用で会費内に含まれているものについては免除の対象とはならない。</p> <p>3 休会者が当該年度の翌年度も引き続き休会を希望する場合は、当該年度の10月31日までに休会願を提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>4 申請の有無に関わらず、産前6週間は産前休会、産後8週間は産後休会とする。</p> <p>5 育児休会については、原則として、子が満1歳を迎えるまでの間に限り認めるものとする。ただし、子が満1歳を迎えた後の育児休会についても、やむを得ない事由がある場合には、理事会の議決により休会とすることができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>会員資格規程については上記部分以外にも改正点がありますが、上記は産休・育児に関する部分のみ抜粋しています。その他の改正点については、審議対象資料の改正案をご確認ください。</p>		現行	改正案	<p style="text-align: center;">第6章 休会に関する事項</p> <p>第12条 正会員にして病気、その他の事由により本会議所の会合に出席不可能な場合、所定の休会願により理事会は期間を定め、当該会員を休会とすることができる。</p> <p>2 休会を認められた正会員の会費は正会員の会費と同一とする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 休会に関する事項</p> <p>(休会)</p> <p>第20条 正会員にして出産、育児、病気や怪我の療養その他のやむを得ない事由により特定年度の1月1日から12月31日まで各種活動に参加することができない旨を前年10月31日までに所定の休会願により届け出た者について、理事会は議決により当該会員を休会とすることができる。</p> <p>2 前項により休会を認められた正会員の当該年度の会費については、理事会の議決により、その全部又は一部を免除することができる。ただし、事業年度中に40歳に達する者の特別会費及び公益社団法人日本青年会議所において別段の定めがある費用で会費内に含まれているものについては免除の対象とはならない。</p> <p>3 休会者が当該年度の翌年度も引き続き休会を希望する場合は、当該年度の10月31日までに休会願を提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>4 申請の有無に関わらず、産前6週間は産前休会、産後8週間は産後休会とする。</p> <p>5 育児休会については、原則として、子が満1歳を迎えるまでの間に限り認めるものとする。ただし、子が満1歳を迎えた後の育児休会についても、やむを得ない事由がある場合には、理事会の議決により休会とすることができる。</p>
現行	改正案				
<p style="text-align: center;">第6章 休会に関する事項</p> <p>第12条 正会員にして病気、その他の事由により本会議所の会合に出席不可能な場合、所定の休会願により理事会は期間を定め、当該会員を休会とすることができる。</p> <p>2 休会を認められた正会員の会費は正会員の会費と同一とする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 休会に関する事項</p> <p>(休会)</p> <p>第20条 正会員にして出産、育児、病気や怪我の療養その他のやむを得ない事由により特定年度の1月1日から12月31日まで各種活動に参加することができない旨を前年10月31日までに所定の休会願により届け出た者について、理事会は議決により当該会員を休会とすることができる。</p> <p>2 前項により休会を認められた正会員の当該年度の会費については、理事会の議決により、その全部又は一部を免除することができる。ただし、事業年度中に40歳に達する者の特別会費及び公益社団法人日本青年会議所において別段の定めがある費用で会費内に含まれているものについては免除の対象とはならない。</p> <p>3 休会者が当該年度の翌年度も引き続き休会を希望する場合は、当該年度の10月31日までに休会願を提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>4 申請の有無に関わらず、産前6週間は産前休会、産後8週間は産後休会とする。</p> <p>5 育児休会については、原則として、子が満1歳を迎えるまでの間に限り認めるものとする。ただし、子が満1歳を迎えた後の育児休会についても、やむを得ない事由がある場合には、理事会の議決により休会とすることができる。</p>				
<p>● 運営規程改正案(抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現行</th> <th style="text-align: center;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">第7章 入会金及び会費に関する事項</p> <p>1. 本会議所の入会金及び会費は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">… 中略 …</p> <p>4. 出産した正会員は翌年度の会費を免除することができる。ただし、出産翌年度に40歳に達する者については特別会費の免除はされない。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">削除</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>運営規程については、「第7章 入会金及び会費に関する事項」を会員資格規程に移行することに伴う同箇所の削除を行います。</p>		現行	改正案	<p style="text-align: center;">第7章 入会金及び会費に関する事項</p> <p>1. 本会議所の入会金及び会費は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">… 中略 …</p> <p>4. 出産した正会員は翌年度の会費を免除することができる。ただし、出産翌年度に40歳に達する者については特別会費の免除はされない。</p>	<p style="text-align: center;">削除</p>
現行	改正案				
<p style="text-align: center;">第7章 入会金及び会費に関する事項</p> <p>1. 本会議所の入会金及び会費は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">… 中略 …</p> <p>4. 出産した正会員は翌年度の会費を免除することができる。ただし、出産翌年度に40歳に達する者については特別会費の免除はされない。</p>	<p style="text-align: center;">削除</p>				
<p>《参考資料》 公益社団法人 日本青年会議所会員資格規則</p> <p>《参考資料》 一般社団法人 宮崎青年会議所会員資格規程(現行)</p> <p>《参考資料》 一般社団法人 宮崎青年会議所運営規程(現行)</p> <p>《審議対象資料》 一般社団法人 宮崎青年会議所会員資格規程(改正案)</p> <p>《審議対象資料》 一般社団法人 宮崎青年会議所運営規程(改正案)</p> <p>《審議対象資料》 休会願</p>					

2. 特記事項

特になし。

3. 審議対象資料	4. 参考資料
1) 一般社団法人 宮崎青年会議所会員資格規程(改正案)	1) 事業報告書(302-01-H)
2) 一般社団法人 宮崎青年会議所運営規程(改正案)	2) 公益社団法人日本青年会議所会員資格規則
3) 休会願	3) 一般社団法人 宮崎青年会議所会員資格規程(現行)
	4) 一般社団法人 宮崎青年会議所運営規程(現行)

前回までの流れ(意見と対応)

- 第07回常任理事会 ● 開催日 2023年06月19日(月曜日) 協議

意見1: 休会届を審議対象資料として添付してください。

対応1: 休会届を審議対象資料として添付しました。

- 第07回財政規則審査会議 ● 開催日 2023年06月26日(月曜日) 審査

意見1: 「一般社団法人」と「宮崎青年会議所」の間に半角スペースを入れてください。

対応1: 「一般社団法人」と「宮崎青年会議所」の間に半角スペースを入れました。

- 第07回理事会 ● 開催日 2023年07月04日(火曜日) 協議

意見1: なし。

対応1: なし。

- 第08回常任理事会 ● 開催日 2023年07月25日(火曜日) 協議

意見1: 一般社団法人 宮崎青年会議所会員資格規程の第11条につき、「新入会員として入会が認められた者は、その月の例会をもって新入会員となり、一般社団法人宮崎青年会議所の定款、諸規程を熟知し以下に示す各号を確実に履行せねばならない。」とあるのを「新入会員として入会が認められた者は、その月の例会をもって新入会員となり、一般社団法人宮崎青年会議所の定款、諸規程を熟知し、定められた事項を確実に履行せねばならない。」と修正してください。

対応1: 指摘のとおり修正しました。

- 第08回財政規則審査会議 ● 開催日 2023年07月31日(月曜日) 審査

意見1: 休会願に「担当室長」とあるところを「担当常任理事」に修正してください。

対応1: 指摘のとおり修正しました。

- 第08回監事会 ● 開催日 2023年08月03日(木曜日) 審査

意見1: 休会願の「JCCS負担金・WeBelieve購読料」の箇所は、「公益社団法人日本青年会議所において別段の定めがある費用」と修正してください。

対応1: 指摘のとおり修正しました。

- 第08回理事会 ● 開催日 2023年08月07日(月曜日) 審議

意見1:

対応1:

● 議案上程スケジュール

事業計画・予算

回数	諸会議名	開催日時	議事
第07回	常任理事会	2023年06月19日	協議
第07回	財政規則審査会議	2023年06月26日	審査
第07回	理事会	2023年07月04日	協議
第07回	常任理事会	2023年07月25日	協議
第08回	財政規則審査会議	2023年07月31日	審査
第08回	監事会	2023年08月03日	審査
● 第08回	理事会	2023年08月07日	審議